

平和の森公園再整備構想（案）について

区民のスポーツ・健康づくりの場としての機能を高め、もって公園全体の機能向上を図るため、体育館の新設を含む平和の森公園の再整備を行う。

1. 整備場所

平和の森公園（中野区新井三丁目 37 番）及び公園拡張予定地（中野区新井三丁目 10 - 2）

2. 主な整備概要

- (1) 草地広場東側の公園未開園部分を活用し、既存の中野体育館の規模を基本に全区的なスポーツ大会が円滑に実施できる内容を備えた新体育館を整備する。
- (2) 既存の少年スポーツ広場を拡張し、大人も利用可能な多目的広場とする。
- (3) 既存の草地広場内に、全長 300m 直線 100m の陸上競技にも利用できる園路を設置する。
- (4) 近隣国家公務員宿舎跡地（新井三丁目 10 - 2）を取得し公園拡張用地として活用する。
- (5) 公園未開園部分を活用し、オープンスペース・草地広場を拡大する。
- (6) 公園のプロムナード空間、既存水辺広場の再整備を行う。
- (7) 親水機能を拡充する。
- (8) 体育館内に平和啓発機能を設置する。また、帰宅困難者の一時滞在スペースを確保するなど、防災機能の向上を図る。

3. 整備構想

別紙「平和の森公園再整備構想（案）」のとおり

4. 区民説明会の開催

日	時	2 月 26 日(金)	午後 7 時～9 時
		2 月 28 日(日)	午後 1 時～3 時
		2 月 29 日(月)	午後 7 時～9 時
場	所	区役所 9 階会議室	

5. 今後の予定

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1)平成 28(2016)年 3 月 | 基本計画（素案）策定、意見交換会開催 |
| (2)平成 28(2016)年 4 月 | 基本計画（案）策定、パブリックコメント実施 |
| (3)平成 28(2016)年 5 月 | 基本計画策定 |
| (4)平成 28(2016)年 6 月～ | 基本設計・実施設計 |
| (5)平成 29(2017)年度～ | 工 事 |
| (6)平成 31(2019)年度 | 開 設 |

平和の森公園再整備構想（案）

I 平和の森公園の現状

- 自然環境について
 - ・大径木が多く残る木々豊かな公園は、中野区の貴重な「まとまりのあるみどり」に位置づけられている。妙正寺川沿いに分布する拠点緑地とのネットワーク拠点である。
 - ・地域の景観の骨格となっている、大径木からなるまとまった森。
 - ・水辺・草地広場・森から構成され自然豊かな公園。
 - ・ケヤキ並木は平和の森をかたどる印象深い景観。
 - ・中野刑務所跡という歴史的経緯のもと、身近なところから平和を考える場として平和資料展示室が整備されている。
- スポーツ利用、レクリエーション機能について
 - ・区内でも大規模な公園。
 - ・幼児は草地広場やじゃぶじゃぶ池。児童は遊具や少年スポーツ広場、草地広場を利用している。
 - ・大人を中心に健康遊具や園路を活用したウォーキングやジョギングの利用がある。
- 憩いやオープンスペースについて
 - ・水辺・原っぱ・森から構成され自然豊かで、早朝から深夜まで老若男女に利用されている。地域住民に愛されている公園である。
 - ・草地広場は地域にとって大切なまとまった空地として利用されている。
 - ・公園東側に未利用国有地がある。（国家公務員宿舎跡地）
- 防災機能について
 - ・広域避難場所に位置づけられる。
 - ・公園外周は防火樹林に囲まれている。
 - ・災害時用トイレが整備されている。



IV 平和の森公園再整備の具体的な方向性

- （１）公園機能の充実
 - ①憩い・休息機能について
 - ・酷暑時や降雨時の利用が可能なように、体育館周辺に半屋外施設を整備する。
 - ・公園内の既存樹の密度調整により林内を明るくする等、園内に明るく快適な休憩スペースを点在させる整備を行う。
 - ②スポーツ・健康増進機能について
 - ・草地広場東側の未開園区域に体育館を整備する。
 - ・体育館を利用した更衣室やシャワー施設等の整備により運動施設の利用活性化を図る。
 - ・通年利用可能な仕様による、明るく安全な親水施設を再整備する。
 - ・大人も利用可能な野球やフットサル、少年サッカー等に利用できる多目的広場を整備する。
 - ・ウォーキングやジョギングができる園路と別にトラック競技にも利用できる園路を整備する。
 - ・幼児が安心してボール遊び等もできる安全な草地広場を確保する。
 - ③交流機能について
 - ・地域イベントや人が集えるような半屋外空間を備えた体育館を整備する。
 - ・公園東側の国家公務員宿舎跡地を取得し、広場として活用する。
 - ④環境保全機能について
 - ・体育館を未開園区域に整備することで、既存の公園環境への影響をできるだけ抑える。
 - ・森林の多様化、水辺の多自然化を図り、多くの生き物の生育・生息できる環境を整備する。
 - ⑤オープンスペース・景観形成機能について
 - ・景観の骨格となるみどりは残しながら、既存樹木を整理し、四季を感じられる落葉樹や草花を補植する。
 - ・平和の森公園のシンボルである既存ケヤキ並木のプロムナードを保全し、かつ新たな並木を延長させる。
 - ・未開園区域を活用し草地広場の拡充を図る。
 - ⑥歴史文化機能について
 - ・体育館内に平和啓発機能を移設し、平和の森公園の歴史や平和について、より身近な施設として整備する。

II 平和の森公園の課題

- 自然環境に対する課題
 - ・池や流れの水辺空間は手入れが不十分である。
 - ・園内は常緑樹が多い樹林構成かつ植栽密度も高いため、林床植生が乏しい場所がある。
- スポーツ利用やレクリエーション機能に関する課題
 - ・降雨時に利用できる運動施設が不足している。
 - ・水辺の広場エリアは通年利用がなされていない。
 - ・多目的広場は利用（年齢層・種目）が限定されており、さまざまな利用ニーズに応えられていない。
 - ・ウォーキング利用者とランナー利用者の動線が混在している。
- 憩いやオープンスペースの課題
 - ・降雨時の利用が難しい。
 - ・敷地外周は防火樹林であるため、常緑主体の構成となっており鬱蒼とした印象である。
 - ・草地広場周辺は落葉樹が点在する明るい印象の林だが、公園内の木立は外周同様に常緑樹が多く、低木地被も少ないため暗い印象が残る。
 - ・現在公園内には、来園者のための駐車場が設けられていない。
- 防災機能に関する課題
 - ・沼袋駅、新井薬師前駅の帰宅困難者の一時滞在施設が必要である。
 - ・防災活動に必要な施設（備蓄倉庫等）の整備が必要である。
 - ・復旧・復興支援団体の滞在・活動拠点となる施設が必要である。
 - ・広域避難場所として、未開園区域のオープンスペースの拡充が求められる。

III 平和の森公園再整備の基本的な考え方

- （１）公園機能の充実
 - ①憩い・休息機能 ～広大な広場を中心とした憩い・安らげる場所～
 - ②スポーツ・健康増進機能 ～スポーツ振興の中心的な場所～
 - ③交流機能 ～様々な地域活動の拠点を担う場所～
 - ④環境保全機能 ～豊かな緑を継承する森に触れ合う場所～
 - ⑤オープンスペース・景観形成機能 ～四季の変化を感じる樹林やオープンスペースが広がる場所～
 - ⑥歴史文化機能 ～歴史と文化を伝承する場所～
- （２）防災機能の向上～地域防災の拠点となる場所～
 - ①広域避難場所機能
 - ②帰宅困難者対応機能
 - ③復旧・復興支援団体の滞在・活動拠点機能

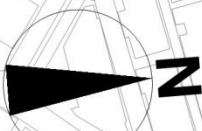
V 平和の森公園の整備内容

整備区分	備考	整備区分	備考
屋内運動施設（体育館）	床面積10,000㎡、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場・柔剣道場、卓球場、多目的室、更衣室等	草地広場	既存の草地広場の拡充（約3,500㎡増）
陸上競技機能	300mのトラック、直線100m	水辺の広場	既存水辺広場の再整備
多目的広場	野球、少年サッカー、フットサル等	じゃぶじゃぶ池	子どもが遊べる水辺の拡充
		トリムの広場	高齢者の健康器具の継承
		児童コーナー	児童遊具の継承

VI 整備のスケジュール

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
整備構想 整備基本計画	基本設計・実施設計	工事着手	工事竣工・開設	

平和の森公園再整備構想イメージ図



施設名	機能・規模
屋内運動施設 (体育館)	・メインアリーナ（バスケットコート2面） ・サブアリーナ（バスケットコート1面） ・武道場・柔剣道場（3室） ・卓球場、トレーニングルーム ・事務室、多目的室、更衣室、倉庫 ・平和啓発機能 ・飲食・休憩スペース、テラス等
陸上競技機能	300mトラック、直線100m
多目的広場	野球、少年サッカー、フットサル等
ウォーキング・ ジョギングコース	900m程度

都下水道局
中野水再生センター

妙正寺川

沼袋駅→

未開園区域の有効活用

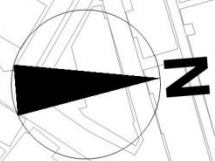
プロムナード空間の創出
ケヤキ並木の継承

小広場

国家公務員宿舎跡地
の有効活用



平和の森公園再整備構想イメージ図（災害時）



- ・帰宅困難者の一時滞在スペース
- ・警察・消防、各種支援団体、ボランティアの活動拠点
- ・応援物資の保管スペース
- ・備蓄倉庫

